

会 議 録

1 会議名

第4回上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 情報共有事項（公開）
- (2) 事務局質疑事項（公開）
- (3) 委員発議事項（公開）

3 開催日時

令和3年6月3日（木）午後3時から午後5時

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：大森康正、川崎浩司、齋藤俊幸、丸田健一、宮下壽幸
- ・事務局：水澤室長、清水副室長、三輪係長、木村主任

8 欠席した者 氏名（敬称略）

なし

9 発言の内容

(1) 開会

○事務局 本日5名の委員の出席があったことを報告。

(2) 議事

(2)-1 素案修正内容の確認

○大森委員長 皆さんこんにちは。今日もよろしく申し上げます。

今日は次第の通り議事は三つ用意されておりますので、早速入りたいと思います。

最初に議事の一つ目、素案修正内容の確認になります。まず、素案について事務局から、前回の第3回会議を受けて内容を一部修正したということがありましたので、

ここで修正内容を確認して意見交換していきたいと思います。それでは、事務局の方から説明修正内容の説明をお願いします。

○事務局 はい。よろしくお願いいたします。

資料につきましては素案改版箇所メモ、こちらをご覧ください。

では早速ではございますが、素案改版箇所メモの No2 からになっておりますので、ご説明を差し上げます。なお、バージョンは前回の第 3 回会議の時のバージョンが 63 番でしたところを今回は 83 番となっております。No2 につきましては、前回の第 3 回有識者会議、この場におきまして、市民の皆さんから、オンライン申請についてですね、市民の皆様からお預かりする申請データを置く場所、このセキュリティ要件に関する議論というのが行われたというふうに記憶しております。そこで、17 ページのダイヤ三つのその下、米印のところでございますが、この米印の場所に前はございませんでした個人情報への配慮、この点について書き加えさせていただきたいというふうな内容でございます。

また、併せまして No3 でございます。素案の 18 ページをご覧ください。同じく前回会議におきまして地理空間情報と関連した情報の公表、また即時性に配慮した情報の公表、この辺りの配慮が必要だというふうな議論があったかと思っております。そのことを受けまして、私どもとしましては、利用しやすいオープンデータの点の二つ目のところに即時性に配慮した情報を、また地理情報システム上での視覚的な情報の公表検討という格好で反映したいというふうな思いでございます。

また続きまして No4 でございます。No4 につきましても同じく第 3 回有識者会議におきまして、庁内データの政策立案等への利活用環境の構築、オープンデータという点で議論していただきましたが、庁内の職員が政策立案に使いやすいデータを公表する、これも大事なのではないかというふうな議論があったかと思っております。そこで、21 ページでございます。この中の業務手法の見直しと有効な技術の積極的導入、この点の一つ目のところ、E B P Mという言葉が見えますが、こちらの文言を一つ付け加えさせていただきたい、というふうに考えております。

また、第 3 回有識者会議のご意見からして、もう 1 点改版をしたいと思っておる箇所がございます。それが素案改版箇所メモの No5。19 ページになります。

このページ、内容を大きく変えさせていただいた箇所になっております。というのが第 3 回の有識者会議の時点では、つまりバージョンの 63 においては、主にハード面

に対する言及のみでしたが、やはり会議の中でソフト面での取り組みの必要性を議論していただきました。また、ハード面という意味で申し上げますと、キャリアの5Gだけではなくローカル5Gというところについても言及があった方が良いでしょうという議論があったかと思えます。それらの内容を包括的に反映しましたのが改版後の内容になってございます。

まず大きなところとして真ん中、黄色い部分の基本方針。ここで前回も1番はあったところですが新たに2番、ツールの選定要件を容易に使えることであるということと、そのあとの括弧ですね。丁寧な周知にも努めるべし、というところをここに記載しております。特にこの丁寧な周知というところにつきましては、前回、国が今行おうとしているスマホ教室、このあたりから議論を出発していただきまして、スマホ教室を行うことが果たしてデジタルデバイド対策なんだろうか、というふうな議論がございました。そしてその後、何よりも、行政が提供するサービス、その他サービスを多くの方が利用いただけるような、周知、ご案内が必要だろうというふうな議論の流れであったと承知しております。そのことからこの2番を付け加えた、ここがこのページの一番大きな改定点でございます。また上の考え方、下の重点取り組み事項につきましても、この基本方針を軸に改版をしたというところになっております。実は今回、市役所庁内各課の方にも意見照会をしまして、そのことを反映した点も残り数点ございますが、もしよろしければ一旦第3回の有識者会議を受けた、この4点につきまして、皆様の方からご意見をいただければ、ありがたいなと考えております。

○大森委員長 はい、ありがとうございます。

それではですね、この4点について、ご意見等ございましたらご発言ください。

内容がこれでよければ、これでいいという意見でも構いませんし、修正意見等あればまたそれもお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

(発言なし)

○事務局 そうしましたら、今ほどが第三回有識者会議を受けた変更をしたい内容の概要ではあったんですけども、もう一つ具体的にご意見をお伺いしたいことがありますので、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

ページについては18ページになります。ここの一番下の黒いポツ、即時性に配慮し

た情報や地理情報システム上での視覚的な情報の公表を検討、というふうな書き方を今はしておりますが、ここのテーマが利用しやすいオープンデータだということ、そしてこの点の二つ目のところを、素直に読んでしまうと、スピードと地図データというところの公表をとにかくやっていくんだ、というふうに見えてしまいそうなきらいがあるのかなと、実は修正した後、私どもも疑問がわいたところがございます。

そこでですね、ここをもし、もう少し包括的なことに直すとしたならば、例えばですね、その即時性に配慮した情報や地理情報システム上での視覚的な情報などを市民の皆さんにとってわかりやすい利用しやすい情報の公表を検討する、といった包括的な規定に変えた方がよいのかなというふうな考え方も持つておるところでございます。

この点につきまして、委員の皆様ご意見ございましたら、お伺いしたいと考えております。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。

今ほどの箇所に絞ってご意見お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員 確かに今のこの書き方だと限定的な印象を与えるきらいがあります。表現というのは包括的にしておいてもらうということが重要かと思っておりますので、今の修正の流れの方がよろしいのではないかなと思います。

あとは、想定される具体的なものがもしこの場で何かお示しいただけるのであれば、それに沿った形で修正する方がいいと思います。ただそうは言っても、いろいろ具体的な項目についてはおそらくこれからどんどん積み上がってくると思いますので、今最後に申し上げたことはちょっと無理な要望だと承知した中でちょっとお話をさせていただいた次第です。

○事務局 ありがとうございます。情報政策室の水澤です。

まず後段のご質問からになりますが、今イメージとして、課題意識として持つておりますのは、この会議でもたびたびご説明している昨冬の大雪のときの情報発信であるとか、或いはわかりやすい発信、災害を想定したようなもの、そこはやっぱり即時性、速やかな伝達が求められるだろうと。かつ、それが文字データだけじゃなくて面的に把握できるというのが非常に伝達するわかりやすさという意味では優れているだろうというので、イメージとしては、災害時を考えているところです。

災害時以外でも、文字で伝達するよりは地図上でビジュアルに訴えるような形でする方が視覚的にわかりやすいだろう、というようなところもあって、平時も含めてです

けども検討しているところです。

前段に関しては、先ほど申し上げましたけれども、これだとちょっと特定している感じがあるので、広げた形で展開したいというふうに思っております。

○齋藤委員 ちょっと今のお聞きした中で感じたところは、データというのは0、1の集まりで、文字とか、地図上にこうプロットするとかということに留まらずに、いわゆる映像も当然情報の一つだろうと思いますし、データであるという認識は当然持っていると思います。

そういう意味では、いわゆるデータという言葉を指し示すものというのは、今は何ていうのか、資料を前提にしたデータとなると、例えばこの紙とかそういうものが想定されやすくて、どうもアナログからデジタルに変わる中で、こういうタブレットを使って見るということからすると、そういうのがデータ化という形で捉えられるのかもしれませんが、実際は、世の中どんどん進歩していて、YouTubeしかり、もうどんどん映像はリアルタイムの映像、それも加工した映像も瞬時にできたりするような技術的な背景もあるんじゃないかなと思っています。ですので、本当にもうちょっと大きめな、情報化ということ自体がこういうタブレットに変換するということにもう留まってないと思いますので、もう少しこう大きな範囲で用意されてもいいんじゃないかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。陥りやすいところで、アナログを前提としてデジタル化、アナログの範囲内におけるデジタル化みたいなところが陥りやすいところだと思っています。

まさにおっしゃられた通り、デジタルをベースとして考えて、データとしてどういうものが発信できるのか、それが映像だったりするかもしれませんが、何かの測量データみたいな元データみたいなものかもしれませんが、紙になる前のデータというんでしょうか、アナログとの関係で言えば元データみたいなものも含めて検討したいと思いますが、もし何か委員さんの方で有効なデータのイメージ、形式ですとか例えばこういうデータを提供する例があるとか、効果的な例があれば、アイデアをいただければと思います。

○川崎委員 いくつかコメントさせていただきたいんですけども。まず今スライドに出ているものについて、若干こうした方がいいのかなというところがありまして。

誰に向かってのデータか、というところ、オープンデータの主たる利用者というの

が事業者というふうになっています。確か前回の議論だと、オープンデータというデータもちょっと範囲が広がっていて、観光情報であったりとか、防災情報であったりとか、そういったものがあつたと思います。その届け先というのは、多分個人とか市民なのかなと思っていて、そうしますと、市民の方にいかにそのデータを届けるかというところまで広めて検討された方がいいのかな、というのは思っております。

今ほど室長の方からも昨年の雪の災害のこともありましたけども、ああいったものは、結局市民の方にデータを伝達するものかなと思ってますんで、ちょっと枠の広げ方というところを、利用者を特定しないで市民というふうに広げてっていただいた方がいいのかなという風には思いました。

あと、どのようなデータというところで、ここ前回は、市の持っているデータ、これを加工してという格好であつたと思いますけども。市の方が集めるデータって結構、行政データの他にもいろいろあると思うんですよね。これからデータ化するものも含めてだと思ってるんですけども。そういったものの中には、今ほどあつた積雪であったりとか、交通量であったりとか健康情報だとか、防災に繋がるようなデータも多分出てくると思うんです。そういったものもオープンデータとしての枠の中に入れていった方がいいのかな、なんてふうにはちょっと思いました。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。はい。どうぞ。

○宮下委員 どこまで表現していいのかちょっとわからないんですけども。

紙であっても多分オープンデータとして必要な情報あると思います。使いたい時は紙でももちろんいいわけで。それを使う人がデータ化すればいいわけですね。

後で事務局の質疑時間もあつたんでその時に発言しようかなと思ったんですけど、やっぱり一番重要なのは時間なんですよ。やっぱりそのデータがいつ作られたのか、ですね。あと信頼性はどうかというのが多分一番重要で、信頼性のないデータってやっぱり使えないんですね。

その辺がやっぱり、そのデータを公開するときに明記をしていく、不明なら不明でいいんですけども。使う人の責任で使ってくださいということになりますが、その辺をはっきり明記しておかないとですね、なかなかビジネスなり行政なりで使うのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ、例えば測量でいきますと図面でもですね、ハイブリッドという形で、この部分はすごい新しいんだけどこの部分は古いとかですね、そういうのもやはり細か

く言えば公開していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。使う側からすると、という観点では。

○丸田委員 今回の観点もあるんですけど、基本方針の3で情報化、通信格差の是正ということで、例えば高齢者のスキルアップを図るといっているのがありますが、一方で情報化社会ってなってくると、オープンデータを始め個人の人でも、どんどんいろんなビジネスで活用するというようなこととか、或いは子供たちがもっといろんなそういうプログラミングとか含めて、勉強していく中でもっと情報通信、データを活用していくというような観点もあるのかなと思います。

むしろそうやっていく方が上越市としては、いろんな意味でICTによる情報化というのが実現できるんじゃないかなというふうに思う中では情報通信格差の是正というのもあるんですが、より活用できる人たちを伸ばしていくとか、そういうような施策というようなものも書き込んでいただけるといいのかなと思いました。

方針ということで、もう作られた中ですが、ちょっとそんな観点も入れていただくと、よりまたオープンデータの部分も、活用度合いが広がるんじゃないかなというふうに思っております。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。事務局はいいですか。はい。お願いします。

○事務局 今ほど丸田委員からご指摘のあった、底上げだけでなく、さらに利活用を伸ばしていくというところは、なかなか我々の観点として、今まで乏しかったところでデバイドの格差解消とか、底上げのところは盛んに言われているんですけど、確かにオープンデータという観点では利用する技術というのが高度なところもありますので、それをできるような人材を育成したりとか、高度に使えるような技術だったりノウハウを普及させていくというのものもあるなと思って、参考にしたいと思ったところです。

宮下委員のオープンデータのところで信頼性というところがやはりビジネスだったり、それを使って利活用していくときに、担保されないとなかなか進まないんじゃないかというのは、確か以前もいただいたところで、そこはその責任の明記というところが、意を用いて行かないといけないなというふうに思っています。合わせてそれと管理ですね、例えば、陳腐化したものがそのまま載ってないかとかという管理もしていく。出すだけじゃなくって、そのメンテナンスというのにも必要だというふうに感じておりましたので、ともすると、他の自治体のホームページとか見てもすごい昔のデータが載っていて、そのままにされているというのを見たことがございますので、データの信

頼性とか鮮度みたいなところも重要だと思うのでその辺も意を用いて参りたいというふうに感じました。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。他にご意見等ございましたらまたお願いします。

○事務局 すいません。追加で、データをどう伝達するかというんでしょうか、伝達手段もセットで、データだけじゃなくて一緒に考えるところ、検討すべきところだなと思っていて、単に生データを出すだけでいいのかと思っております。

あとはそれをわかりやすく伝えたりすることも必要だと思うんですけど、ともするとオープンデータというと元データを加工しやすい形で出すのが良いとされていて、そこと多分その生データって見た目はあんまりこう分かり辛くて、それをまた加工して、わかりやすく発信するという、そこはちょっと別個なのかなと思っていて、オープンデータとしては、わかりやすいデータを公表する、で、オープンデータは先にその発信の仕方というんでしょうか、それを地図情報システムでわかりやすくするとかというところもあると思うんですけど、オープンデータとその発信の手段というのはどういうふうに考えたらいいいのかなと。

一体として考えるべきなのか、それとも発信の方は民間の、或いは事業者の力を借りるべきなのか、イメージするのは全部公共で作ったシステムってなかなか使い勝手が悪いところもあるんじゃないかというのも意識として、先入観としてあって、その視覚的な発信の手段は民間の方、事業者とかに任せるというのも積極的にすべき進めるべきなんではないのかなというふうに思うんですけど、その辺はどういうふうな見解があるかちょっとお聞きしたいと思います。

○宮下委員 まさに今おっしゃった通りですね、私もそう思います。

ずっと前から市町村が GIS のデータ出しているけど、それが更新されてないというのが実際なんですね。やっぱりいかに更新というのが難しいかということなんですね。

やっぱり行政の方は、この前も話しましたが、異動があつたりしますよね。そこで滞ってしまったりですね、やっぱり積極的な出そうという気持ちにはなれないだろうと、私は、もし行政の立場だったら思うと思います。面倒くさいなというふうに思いますので、やはり管理とデータを出すというのは別で、情報を更新する、或いは、管理をしていくというのはやはり民間の方はずっと同じですんで、経緯もわかってきますし、逆に、業者の方にですねここはちょっと古いんで、そろそろデータ更新したほうがいい

ですよというアドバイス与えることができると思うんですね。

そういう意味では、やっぱり別個の組織として、お互いに連携しながらですね、信頼関係がもちろん必要なんですけども、国の方も多分そこが、おそらく言いたいんだけど言えないというところもあるんでしょうけども、ミソだなんて私は思いますね。

それをやったところが多分バーっと進んでいくんだらうと思います。実証実験でもいろんな国であるとかその外部団体がやっていますけども、やはりうまくいかないですよ。地元で動かないと。

○大森委員長 はい。どうぞ。

○丸田委員 オープンデータとそれを発信する方は当然別で、発信するのは民間に任せるとするのがいいと思いますし、そういう意味で地域のメディアもたくさんありますので、それはそれでいいと思います。

オープンデータでこっちとこっちのデータを持ってきて、それを一緒にしてさらに利用できる人たちに有効に出すということは現実的にできることだと思うんですが、逆に上越市さんだけがオープンデータを積極的に発信していても、それは単に上越市さんが持つてるデータを利用できるだけなので、もっと公共機関とかこの地域のいろんな人たちに、そういうオープンデータを出してくれと、というようなことをするとよりまたオープンデータがいろんな意味で結合されて公開するという、もっと有効なデータが、情報ができ上がるんじゃないかなと思うんで、そういうような活動もしていただけると良いんじゃないかなというふうに思います。

○事務局 ありがとうございます。

まさにそう思っております、上越地域、上越市においても行政だけを考えても上越市があつて、県があつて、例えば、治山治水は県だったり、大きい河川になると国土交通省が管理していたりとか、同じ地域でも管理主体が違って、情報の持ち主が違ったり、或いは公共交通で言えば、公共交通の事業者が管理して情報を、運行情報を持っていたりするので、同じ地域においても、管理主体、情報の所有主体が、多層化しているというか、複数います。

ですので、そこはまさに、同じ地域で共有すべきものは、主体が異なっても共有すべきものがあると思うので、私どもだけではなくて、いろんな関係者に、国とか県にあつても提供を求めていく必要があるんだらうというふうに思っております。ありがとうございます。

○大森委員長 はい。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○齋藤委員 特に違った意見を述べようとしているわけではないんですが。オープンデータというデータがあるわけじゃなくて、データを皆さんに広く使ってもらうという仕組みがオープンデータ化ということだろうと思っています。

データというのはある意味アナログである表現をデジタル化して、そしてそれを時系列的に、時代とともに整理していくと、で、連動もその中で分かるとかですね、切り取った形が今はデジタル処理されているわけですから、非常に使い勝手がいいと。

なぜデータが必要かというところの地域なり、その人、その生活なりが表現できていて、要は他者と比べやすいという意味でやっぱデータ化するというのが求められているわけで、その地域のことを考えるだけだったらデータ化しなくてもみんなそれぞれわかればいいんじゃないか、ということだろうと思います。

よそと比べるという、個人としては生活の豊かさとか生活の仕方とかを、例えば比較検討するとかですね、そういうのに使うかもしれませんし、あとビジネスだと当然がそのビジネスチャンスって当然あるわけなので、データそのものもシンプルに、いろんな表現できるような多様な形で、いろんな形が表現されて蓄積されている方が望ましいと思いますし、今ほどお二人も言いましたけども、使いやすさが一番大事で、その表現はやはり完全に民間に委ねた方がこれはもうベストというか、これも時代とともにどんどん新しい形が当然出てくるわけなので、そこは創意工夫が求められるところだと思いますので、使われ方はもう委ねるという形の方が望ましいかなと思います。

ただ、基本となるデータは、その地域のデータは、先ほども丸田さんがおっしゃったように、行政だけの情報じゃなくて地域を構成するというのは当然民間も個人もあるわけですから、そういうデータをいかにこう、表現していった一つの塊に作っていくというのはむしろ行政のお仕事になるかもしれないですね。

それを民間がやることも可能だろうと思いますけどね。あんまり主体を限定せずに、いろんな役割でいろんな立場の人が知恵を出すというのはとてもいいことだとは思いますが。

○大森委員長 よろしいですかね。ちょっとこの部分に関しては、いろいろ意見も出ていますので、ちょっと整理をする意味でオープンデータの基本方針というか、重点取り組みも含めて私の方から提案ですが、まとめていく際にデータを収集するという視点で一つまとめてもらうと。で、それを取りまとめて、保管して、発信、データそのものを

発信するという観点で一つまとめてもらうのと、そのデータを活用するところで一つまとめてもらう。

この内容で今までの議論を少し整理して、もう一度素案の方の修正をして提案をしてもらうという方向ではいかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。今ほどご助言いただきましたので今日の議論もふまえて、その観点で整理して、またお示しする機会を作りたいというふうに思います。

○大森委員長 他にもあれば、ぜひお願いしたいんですが、多分この議論を進めていくといろいろできるところではあるので、議事をまとめて進める方向で、素案改版箇所メモのNo3に関しては今ほどの点をふまえて修正ということですかね。

ちょっと確認しておきますが、No2のところですね。No2に関して、17ページのところになりますが、この修正に関してはいかがですか。よろしいですか。あとでまた最後の総括の際に発言していただいても結構ですが。とりあえずこの時点で、この修正案ということよろしいでしょうか。

(発言なし)

続いてNo4のところですね、No3は先ほど示した通りなので、No4の21ページのところですか。これについていかがでしょうか。もう少し時間とりましょうか。

いかがでしょうか。この表現でよろしいですか。

(発言なし)

はい。ちょっと先進ませていただいて、No5の19ページのところ、これがかなり刷新されたところになるかと思うんですが。これについていかがでしょうか。

○齋藤委員 説明ですと、5Gという表現だけじゃなくてローカル5Gという概念を入れたという、そういう理解でよろしいですね。

やっぱり5Gの技術的予見は非常に難しいものがあって、まずは局所的にその通信機能の高度化しましょう、ということでローカル5Gという概念が行われているわけであると理解しておりますので、もちろん最終的には、ローカル5Gも5Gもツールとしては同じなので、まずは局所的に整備しながらそれを面的に広げていきたいと思います。

というのが趣旨だろうと思います。

そういう面では、ローカル5Gというふうに、こうシンボリックなものを出すということは整備が促進する、スピードアップには繋がるかなという理解はできます。

さらには、具体的にじゃあどういう形を整えるかというところは、実際は設備端末そのものも十分にあるわけではないです。いろいろやはり、ちょっとわが社においても、当然今、検討は進めておりますけども、商用サービスですから単にできればいいということではなくて、そこに何が機能としてプラスになるのかというところがやはり重要な点だと理解しております。そういった観点で、責任を持って進められればいいというのは、そういうふうに今考えておるところであります。

○大森委員長 はい、ありがとうございます。

この表現はこれでよろしいでしょうかね。修正案で特にご意見なければこの案で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言なし)

全体としてはまた意見が出てきたときにまた修正案の提示あると思いますが、とりあえず第3回の会議の中で出てきた意見の中で修正した点が以上のところで、一部No3、オープンデータのところはもう一度見直しをする、表記を変えてもらうことになりましたが、全体的に有識者会議からの意見に対する回答は、よろしいですか。

では続いて、庁舎内での意見照会かけられたということですので、こちらについても説明をお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、素案改版箇所メモに沿いましてまたご説明をさせていただきます。

庁舎内の意見照会后、事務局の方でこれぞというものがありましたのでそこについてもまとめてご案内させていただきたいと思います。

手前のスクリーンにつきましては9ページの方を表示させていただきます。素案改版箇所メモの方はNo6の方ご覧いただきたいと思います。

このページでは元々ダイヤの4つめに、当市の最上位計画である総合計画に対する言及がございました。このことについて、総合計画が市民サービスの向上、持続可能な自治体の二つを目標にしているという書き方をしておったところを、庁内のまさしく

総合計画主管課の方から市民サービスの向上と持続可能な自治体は総合計画単独で達成するようなものではなく、行革の計画、財政の計画、或いは職員の定員適正化計画、これらが一体となって実現されるものであるというふうな趣旨の指摘があったことから文言を整備させていただいたものでございます。

また併せて、同じく 9 ページの No7 でございます。庁内からこの方針の位置付けというところに関する疑問というのがございました。具体的には改版理由のところを読み取れるようにしてありますが、目標の設定や今後具体的に検討を進める ICT のこういった技術を使うか、ということをも明記すべきなのではないかというご意見があったところです。

このことについて私ども検討を加えまして、改めて今回デジタル技術の利活用というふうな概ね多くの分野において活用が期待されるその方針であるというところをもう一度振り返ってみて、私どもとしましてはこの方針を具体的な目標を置くいわゆる計画ではなくて、行動理念と行動方針を定めるものという整理だろうというふうにとらえました。

そのことを表現すべく下の①のところに行動理念、行動方針という言葉をもともと似たような言葉があったんですが、差し替えたというところがございます。

またですね、No8 になりましてスクリーンには 15 ページを表示させていただきます。こちらについて、行政内部のデジタル化に関する言及が多く圏域のデジタル化に関する言及が少ないのではないかと、というご意見をいただきました。

この方針の主眼を明らかにするという意味で検討いたしまして、やはり私ども圏域全体のデジタル化というのも当然先ほどのオープンデータなどからもご覧いただけるように狙っていかなければならないことかと思っていますが、今回新型コロナウイルス感染症対策から明らかになった通り、やはり行政のデジタル化というのを先んじて進める必要があるのではないかと、という考えがございます。その関係から、行政内部分野に関する取り組みを中心に記載していると、いうことをここに盛り込んだというもので、ダイヤの 5 つ目の部分にこれを新規で差し込ませていただきたいという内容でございます。

また合わせまして No9 でございます。ページにして 22 ページ。ここについてはもともと使った文言で一般市民の皆さんがわかりづらい表現がある、例えば付随する印刷業務委託というのがわかりづらいだろうという具体的なご意見をいただき、ま

た加えて、システム体系の合理化をこのページでは謳っておりますが、このことについて経済的合理性以外の点についても、何か理由としてあるならば触れるべきだろう、という意見を受けましての修正でございます。

文言修正はその通り反映というふうに思っておりましたが、後段の経済的合理性以外にシステム体系の合理化を進める理由、このことについて私どもで改めて整理をいたしました。こちらにつきましては個別のシステムを個別に契約しているという関係もございまして、そのことからしてみてもシステム間でのデータ連携が困難であると、これが市民の皆さんが行う手続きを煩雑にしている一因だろうという内容。このことを中心に、このことが経済的合理性以外の理由である、というふうに考えておりました、その点を盛り込ませていただいたものでございます。

では次の No10 になります。スライドには 23 ページを表示させていただきます。庁内の意見照会により、強靱化、ここではシステム体系の強靱化を謳っていたページでございまして、もともとは柔軟な働き方という言葉も出てきたものでございます。この強靱化と柔軟な働き方、この関係性が見えづらい、というふうな庁内の意見を受けまして表記を修正したものでございます。表記について全体的に整理をかけたものでございますが、新たに整理し直した内容といたしましては基本方針の一番によく現れているところで、様々な執務体制の確保に資する業務システムや端末の整備というふうに書いてございます。失礼しました、今、次の No11 の内容も一緒にご説明をさせていただきます。もともと基本方針の一番には非常時に強い業務システムや端末の整備と書いてあったところを、先ほど申し上げたような表現に変更したというところがあります。この意図として、今回の特にコロナ禍を受け、私共は業務を絶対に継続していかなければなりません、その想定ケースが広がったんだろうというふうな考えでおります。具体的に、今までは大地震が起きた、大雪が降ったからすぐにシステムを復旧させなければいけない、といったことでしたけれども、コロナを受けまして、物理的に何か大災害が起こっていない中であっても、例えば自宅であったり通常の執務場所以外から、それでも執務を継続しなければならない、この内容が追加されたということで、これこそが柔軟な執務体制を確保することによる強靱化という意味なんだろうというふうなことを整理させていただきました。

また最後、No.12 でございますが、ここは要望が少しわかりづらいものがあるというご指摘をいただきまして、今こちらでご披露できませんけれども、用語集の方を現在作

成しておるところでございますので、また皆様にもご覧いただきたいなと思っております。また、用語集に載せるまでもないというふうなもの、しかし難しい言葉については、そちらの7ページのオフィスコンピューターから、29ページのRF Iに至るまで、これは本文中で書き下しを行ったところがございます。

最後、No13 がありますが、こちらについては事務局による改めての見直し、というふうに思っております、スライドはNo7 を表示させていただきます。

このページについてはもともと時系列で私ども上越市のこれまでの取り組みを並べておったところですが、ここを庁内の情報化、地域の情報化というカテゴリーに変更させていただき、従前、ここには上越市で取り組んでおったコンビニ交付、コンビニで住民票がとれるサービスや母子健康アプリのことを載せておりましたが、少し事例が古くなったというところもありまして、スマート農業とG I G Aスクールに変更させていただきたいと、例示を最新のものとしたいという考えでございます。駆け足ではございましたが事務局からは以上でございます。

○大森委員長 はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんからこれらにつきましてご意見等ございましたらお願いします。

○丸田委員 すいません。その用語の部分なんですが、例えばどんなようなものが用語集に載るということなんでしょうか。

○事務局 はい、ありがとうございます。まだご披露できる状態にないのですが、例えばA Iであったりとか、或いはオープンデータの関係で五つ星の指標という言葉も出てきております。或いは最近の言葉でございますが、D X、或いはクラウドといったI C T用語に加え、さらにはですね上越市、行政用語に近いのかと思っておりますが、基幹系業務システムであったりとか情報系ネットワークといった行政内部でないとなかなかわかりづらい言葉についても幅広く用語集を作成したいという考えでございます。

○丸田委員 はい。ありがとうございました。例えば、E B P Mとかそういうのも載る予定ですか。

○事務局 まさしく今記載しておるところです。加えて言えば、行政用語の中でも国の行政用語に近いと思うんですがマイナポータルとか、マイナンバー関連の言葉、そういったところについても掲載したいというふうな考えで今、鋭意作成を進めております。

○大森委員長 はい。他にいかがでしょうか。

○宮下委員 用語といってもすごい広域な用語だったり、狭義なものだったり色々ありま

すよね。例えばこんな超高速ブロードバンドというのも、どこまで超高速なのか、ということがあったり、それをごちゃごちゃにしてしまうとわからなくなってしまうのかなと思うんですけども、もうその辺は考慮されて出しておられるかと思うんですけども、一応。

○**事務局** そうですね。人によってというか、その社会の状況であったり、人によって意味が異なってくる言葉というのが当然あると思っていて、超高速ブロードバンドというのはまさしくその一種であろうというふうに思っておりますが、例えばここに、超高速ブロードバンドという言葉については、実は行政の中だと総務省でこれ以上が超高速ですというのを決めてあるところがあります。なので例えば超高速ブロードバンドについては書き下しとしたいと思いますが、総務省基準によると、いう書き下しをさせていただく、そういった形で意味が一つに絞るように工夫したいと考えています。

○**齋藤委員** ちょっと今の関連です。用語集をつけると非常にわかりやすくしていますということで、一見丁寧そうに見えますけど、実はやはり、よりわかりやすい表現をまず思考するということが大事だろうと思います。いつでも。

その中で当然、議論するとか表現する中でむしろこの言葉を使うという積極的な選択があって初めてその意味合いを用語集というような形で整理するというような順番にさせていただいた方がよりわかりやすく、一般の方々にも伝わるのではないかなと。

今回作ったものが専門書で一部の人だけがわかる、というものではないと理解していますので、できるだけ書き下した言葉を目指していただければと思います。

それともう一点、先ほどの経済合理性でない点についてという話の説明の中で、システム間のデータ連携を困難にするというような説明もありましたけど、ある意味これはもう、私の中では経済合理性の一つでないのかなというふうにも受けとめていて、これも議論が出るかもしれませんが、何かもう少し、結局ご質問された職員の方は何かこう違った理念みたいなのをに入れて欲しい、と、そういうふうに私は勝手に推測したんですけども。であれば何かもうすこし違った工夫をして表現していただいた方がいいかなと思います。

いろんな形で経済合理性に大体の話は集約される部分だろうと思います、この分野については。ただそうではなくて、例えば、よりデータ集約するとか、クラウド化して一つのターミナルみたいにするということは、加工とか変換がしやすいのではないかなと、私はそういうふうに理解しているんですけども、仮にそれが皆さんと共通認識で

きるんであれば、今後の市民生活なりがさらにバージョンアップできるとかですね、何か次のステージとか新しいシステムの構築の準備だろうと思います。これが整ったらまたさらに新しいものをまた目指していくことになるのではないかなと思っているんですけども、その下準備が今回のこのプランニングの中で整うんだというふうに置き換えていただくというのはいかがかなと思っていました。以上です。

○大森委員長 はい、ありがとうございます。多分、経済的合理性とかって言うと、なんだか要らないシステムをやめてしまうんじゃないか、というようなニュアンスを受け取ったのかもしれないですね。

他に変えられなくて、市民の行政サービスとして必要なものはちゃんと入れてくれよ、というようなニュアンスなのかな、というのはちょっと今の話で感じました。

○事務局 ありがとうございます。そうですね、おそらく意見を上げてくれた職員については、経済的合理性を追い続けていけば個別システムの利便性が下がるという可能性は十分にある話ですから、そういったところも危惧した、市民サービスが低下するというのを危惧した内容なのかなというふうに想像しながら、そのご意見をいただいたというところでもあります。

また先ほど齋藤委員からおっしゃっていただいたことで実は頭が整理できたところがございまして、システム間でのデータ連携を困難なものとするというところ、もともとここに書いた趣旨としましては例えばどこそこの窓口で使っているシステム、複数の窓口で使っているシステムというのがデータ形式が仮に一緒になれば、例えばどこかで一度入力したデータというのをそのまま即時連携することができて、市民の皆さんが次のところではもう何も書かなくて良くなるとか、そういったこともあり得るのではないかなというふうな趣旨のことを書いたところでもあります。

しかしながら、先ほど一方で確かにデータが統一されると、この後の事務局からの議題にも多少絡んでくるところですけども、データの確保というのは確かに容易というふうに考えていまして、そのことがまさしくちょうど議題にさせていただく、またオープンデータ絡みになってきますけれども、上越市が出す情報の精度といいまじょうか、そういったものを上げていく下準備になるのかなというふうに拝聴しておりました。以上でございます。

○大森委員長 はいありがとうございます。委員の皆さんから他に何かございますか。

○宮下委員 今、40 を超える業務システムというのがまさにこれがDXのすごいネック

になってくるんだろうと思います、ここをまず何とか整理しなくちゃいけない。

今までいわゆる、全庁型とか統合型とかという言葉がありますけども、そういうことを導入してこられなかったと、何か理由がもちろんあったと思うんですけども、その弊害みたいな形で、様々なデータが各部署でシステムとして使われている。中には、同じようなデータが重なってあって、違うものが入っているというのが多分、市民の皆さんのサービス低下につながって、これどうなってるんだということになると思うんですね。

まさに齋藤委員も言われたようにやっぱりクラウドにするとそういう弊害というのはなくなってくるのかもしれないし、一つのカテゴリからいろんな情報を集約していくことによって、何かこう検索キーワードによって出てくる、入れたものがそのまま出てきてそこを修正すればいいような形にはなると思いますけども、そこは40もシステムがあると大変なことだという気はしました。集約されたデータで、ただこういう違いがあるとかという、なにかそういう例があれば。

○**事務局** 一つの例として聞いていただければと思いますが、例えばGISなんかは該当するかと思います。

道路課の関係で整備したGISもあれば、農林水産の方で整備している森林関係のもの、はたまた税の土地家屋の方で整備しているものというものがあまして、そういったところがGISということに関して言えば全体最適化するに向いているし、できるような分野なんだろうなというふうに思います。が、今はここにもある通り個別最適ですね、それぞれの業務として使いやすいものをということ、そのような形になっているということです。GISなんかに関して言えばシェイプの形式で、ある程度そろえていける分野なんだろうなというふうに考えておりまして、そんなところから手をつけていければよいのではないかなと思っております。

○**宮下委員** テキスト化をしてうまく比較して、違うところ探していくって形になるんでしょうね、これは。

○**事務局** 実は40というのが下限値になっていまして、多分GISもいれるともう大変なものにはなるんですが、実はその40という数字が実は捕捉できただけでもう少し多くて、50ちょっとは少なくともあるんじゃないかという状態です。その数字がいわゆるネットワーク業務システムだけでこれだけの量があるという状態になっていて、先ほどの委員からご発言ありました通り、例の一つとして住民サービスを提供している

皆さんの情報を管理しているこのシステムというのが、そもそもデータ形式が少なくとも三つ以上ある状態になっています。クラウドとこのページ書いてあるところ、宮下委員からご指摘いただいた通り、クラウド型へしかも統合型で更改というのを狙っていくというふうな趣旨で書かせていただいたページでございます。補足まででございます。

○大森委員長 はい。いかがでしょうか。全体としてはこの方向でご意見いただいた内容で修正あるところはしていただいて、そういう形でよろしいのでしょうか。

(発言なし)

(2)ー2 事務局質疑事項

○大森委員長 では議題の二つ目、事務局からの質疑事項の方に移りたいと思います。

アドバイスシートの方はNo.9になりますか、全部で4つですかね、委員の皆様のご意見を伺いたいという項目がありますので、まず一つ目の内容から、事務局の方で説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 はい。よろしくお願いいたします。もしよろしければ、このスライドの1ページ目のものと次のページのところが同じく個人情報絡みというところもございまして、よろしければこの二つまとめてやらせていただいた方がよろしいでしょうか。

○大森委員長 それではまとめてお願いします。

○事務局 ありがとうございます、お許しいたきましたのでNo.9 と 10 をまとめてお願いしたいというふうに思っております。

前段といたしまして、このページに書かせていただいておりますが、報道等でご周知の通り、国会においてシステム標準化法案を含めたデジタル改革関連 6 法案、これが可決成立いたしました。この中には様々な法律の改正がありましたけれども、例えばデジタル庁の創設とかですね、そういったものもありましたが、特に附帯決議。可決はするけれども、付帯意見として申し立てられた意見。その中を、よくよく見ていきますと個人情報保護の観点において、慎重な対応を全体的に求めるというふうなことが縷々述べられているところであります。

この関係から私どもも当然この後データ利活用というのを進めていきたいと考えておりますが、どうしても個人情報は避けては通れないというふうなことで考えており

ますので、この点についてNo.9 と 10 の二つ議題を重ねさせていただいたものでございます。

ただまずは、そうは言っても個人情報の保護、保護の体制というのがどういったものになっているかというところを、簡単にまずご説明させていただきましてから、議題の方に入らせていただきたいな、と考えております。

事前にお送りいたしました資料のうち、デジタル社会形成関係法の概要、墨付き括弧で個人情報と書いてあるもの、スライドにも表示しています。

今般ですね、日本国の個人情報保護制度の全体的な見直しがかかっております。これについては、ご覧いただいている 1 ページ目の図の左側現行と右側見直し後、これをご確認いただけるのが一番早いかなと思っております。

実は今までは所管省庁総務省において、国と独立行政法人の個人情報保護法があっただけで、しかも 2 本別々にあった状態。加えて、個人情報保護委員会という総務省とは別の所管において、民間事業者の皆様向けの法律があった。さらに、地方公共団体今 1800 ぐらいある状態ですけれども、全団体が個別に条例を持っていた。つまり約 2000 個の規制があったことから 2000 個問題というふうな呼ばれ方をしております。

このようにですね、それぞれの条例、それぞれの法律で規制を受けていた結果、現行の一番下、個人情報の定義であったりとか、国が最も進めたいとしている、非識別加工情報、匿名加工情報これ実は全く同じ内容だというふうに聞いていますが、名前すらも違う状態だったと。これこそが、データ利活用の弊害になっているのではないかなという認識から、国の方で法律を変えております。

法律は、見直し後は右の通り、すべて国が作る新しい個人情報保護法の配下というか、影響を受けるというふうな状態になります。そういったときに、では地方自治体に自由度がないのかというふうなことにつきましては、2 ページ目の方に表現されております。これは国の資料で県から許可をもらって表示をしています。ここの下の図をまたご覧いただけるとわかりがいいかなと思いますが、地方公共団体の現状、これにつきましては、それぞれが個人情報の定義も違う。すなわち、それぞれの団体において守るべき個人情報に差異があった、さらに、差異がなかったとしてもピンク色の E 市のパターンですけれども、守るべき範囲というのが国と一緒にあったところで、守り方というのは、幅広く、国よりも、特に幅広く規定を置いていた自治体もございました。

また、これを共通ルール化した後というのはその下のイメージの通り、D 市 E 市に

少しだけ黄色い四角とピンク色の四角残っているように一定程度の自由度は認められるものの、国としては個人情報の定義というのは国のものと同一にすることを法律で定めたものであります。

この個人情報の定義を同一にしたと、日本国どこでも一緒にしたということは、個人情報でないものというものの定義もある程度定まったことになるため、3ページご覧ください。下の方の概要の2番。定義を一元化したことによって、逆にその定義から漏れる部分、定義に含まれない部分については、匿名加工、個人情報ではないのだから提供することが可能だ、これを日本国全体で同じ定義にするというところがございます。

また、匿名加工情報の提供制度の導入、これは民間企業さんにはもともとあったと聞いております。これについても、国の方で定めた法律に全自治体が合わせるようになっていく。ただし、一般市町村は経過措置として、すぐではなくてもよいという書き方になっております。

今のところ実はこの程度の情報でしか出てきていなくて、実際はこの夏ごろに国がガイドラインを示すと。そのガイドラインというのが、各団体の個人情報保護制度をどうするかというガイドラインを示すというふうなことになる中です。

その上で先ほどの議事に戻らせていただきたいと思います。当市では従前よりいわゆる基幹系、マイナンバー利用系とその他のネットワークなどのやりとり、これについては定めておる情報セキュリティポリシー、或いは個人情報保護条例、そういったもので厳格に個人情報の取り扱いを徹底して参りました。今後、基幹系の業務システムの標準化が進んでいきますが、これらを遵守することのほか、対応が必要な点、留意すべき点について皆様のご意見を伺いたいと思っております。また、米印のところなんですけれども、一定程度国が全国的な制度を敷くという中でありますけれども、そうなった時に私どもが今後、データ利活用を進めていくにあたって市民の皆様に、どのような周知、どういうふうなことをわかっていただくのが皆様の安心に繋がるのかということについてもご意見をいただきたく存じます。

また次の No10 の匿名加工情報についてというも一緒にご検討いただきたく存じます。先ほども少しシステムの統合の中で、斎藤委員の方からデータの加工が容易になるというところで、いみじくもご示唆をいただいたと考えておりますが、当時としては先ほどのページでご確認いただいた通り、いずれにせよ基幹系システムは刷新していくことになろうというふうに思っています。事務局からは以上でございます。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。ちょっと議論に入る前に確認させて欲しいんですけども。現行の上越市の個人情報保護条例、先ほどの国の定義では各市町村で6, 7分類あったと思うんですが、どこにあたりますか。

○事務局 はい。先ほどのデジタル社会形成関係法の概要の2ページ目でご案内をさせていただきます。

私ども上越市は、ピンク色のE市の類型でございます。すなわち、個人情報の定義は国と全く同一になっております。しかしながら、その守り方といいましょうか、その個人情報を保有するときのやり方であったり、或いは個人情報を別の業務で目的外利用するときのやり方、手順というところが国よりもやや厳しい規定を置いておったというものであります。

○大森委員長 ありがとうございます。ちょっともう一つ確認ですが、新しい法律の個人情報の定義そのものは今までとは変わらないんですね。

○事務局 はい。今、国の法律改正前、改正後を見ている限りではありますが、変わらなないと推測しております。ただ、ちょっとガイドラインが出てくると、まだ法律に書いてないやわらかい部分がどうしてもあるので、そこについてはガイドラインを踏まえた上で判断せねばならんというふうな考えでおります。

○大森委員長 ありがとうございます。確認させていただきました。では委員の皆様からご意見ありましたらお願いします。

○丸田委員 民間だとプライバシーマークを持ったりして、公的に個人情報をしっかり管理していますよ、というのがありますが自治体でそういうプライバシーマークを持っているところはあるのでしょうか。

○事務局 確知はできませんが、持っていないという認識でおります。

○丸田委員 多分、それよりは厳しくもやられているんだと思いますし、全般的に言うとそういう規定が設けられて、しっかりやっているんだろうと思っていますが、例えば個人個人へのそういう教育というのは結構しっかり定期的にやっているのでしょうか。

○事務局 はい。二面からやっております、個人情報保護の条例の観点からと、セキュリティポリシーという観点からの二面、毎年継続的に行っています。当然、新規採用職員には手厚くやらないといけないところもありますし、また、例えば、所属長に新しくなった職員については、今までの運用者とは別のレベルの管理が必要になりますから、そういった属性に応じた研修というのを、毎年やっておるというところでありまして。

○丸田委員　そういう教育をやっています、というようなことの公表、そういうのもあるといいんじゃないでしょうか。先ほど、1番目の市民にどう伝えていったらいいかというのがあったと思うんですが。

○大森委員長　どうぞ、お願いします。

○宮下委員　何点かあるんですけども。匿名加工情報。多分、個人情報を匿名化するという意味にとってよろしいですかね。どこまでの匿名加工を今想定しておられるのか。

それから、国とか県とかで出している公開情報もありますし、それからSNSなんか今も氾濫していますので、結構個人情報が含まれているのもあると思うんですけども、その辺とデータを融合してAIで解析すると特定されるということも多分想定できると思うんですよね。その辺がちょっと心配なところがあります。

今、国産準天頂衛星みちびきという衛星が今現在3機か4機ですかね、将来的に全部で7機ということで、これが全部上がってくると、1メートル以内、50センチ台ぐらいの精度で出てくるという、普通に使われるってことになります。それと個人情報が特定されちゃうと、そのぐらいの精度で例えば小型の誘導ミサイルなんかを目的地へスポンと落とすなどということも、もちろん可能になってくるかと思うんですね。そういう意味では、個人情報についても非常に慎重にならざるを得ないかなということで、どこまで匿名加工情報として考えがあるかちょっと聞きたいんですけど。

○事務局　はい。ありがとうございます。まさしくその個人情報、現行の個人情報保護法体系の中にも、例えば氏名、例えば私の氏名、住所、性別、生年月日のうち、クリティカルなところどこか何個かを欠損させれば、その情報だけではもう個人情報ではないとおっしゃられた通り、他の情報と組み合わせることによって結局特定される場合は個人情報であるということで、どこまでの加工をすれば合格ラインなのかというところは実は未だ明確な表示がないというのが現実であります。明確なお答えになっておりませんが、以上になります。

○宮下委員　個人的には、やはり行政内部ですね、指定した民間団体であるとか公益団体というところには、そういう情報を利用してもらうのは多分可能だと思うんですけど、個人的に一般公開というのはやっぱりやるべきじゃないな、という気持ちです。

○川崎委員　何点かある中で、ちょっと匿名加工だけコメントさせていただきたいんですけども、まず、匿名加工データを公表するときのフローって確かもともとあったと思うんですね。まずは使いたい企業さんの方から申請が上がってそれに対して匿名加工デ

ータを出すという、そういったフローが多分あったと思います。そういった点について過去、上越市においては事例はあったんでしょうかね。

○事務局 事例なしでございます。フローというのも一応拝見したことあるんですけども、現実的に厳しいのかなというふうなニュアンスは受けたところでありました。

○川崎委員 はい。実は私も何を言いたいかという、現在の匿名加工データは使いにくい、というお話でして。

前回の改正個人情報保護法でデータ活用を攻めに転じようということで法律によってデータを使いやすくしよう、とは言ったものの匿名加工データなんか今おっしゃる通り、使いにくくて、使われてないんですね。

先ほどの匿名の基準というのも、確かになくて、よく例題で出されるのが、小学校6年生という生年月日のデータがあって、身長が170で女性と、ここまで組み合わせちゃうともうあの子だよねってわかっちゃうという、これはよく言われる例なんですけど、これは様々なデータでそのデータの中身を判断した中でどれだけ特異性があるのかという判断しないと、匿名加工データで作れないというのがあってですね、作る方は非常に難しいし、使う方も出てきたデータってほとんど統計的に使えないデータになるという、そういった面があったんですね。

じゃあどうしようか、となった時に出てきたのが、個人データのままでけれども安全対策して使おう、というのもあったんですね。ただこれは法律的にはOKなんですけど、総務省的には制度で駄目ですというのが、後で出てくるんですね。

じゃあ総務省にその制度って何ですか、と聞くと曖昧なんです。公表されるはずのガイドラインがなかったりとかするので、要は国の方も法律的には一応OKなんですけども、実際に使っていいかという制度の整備ができてなかったというのが、今までだったと思います。

それが今回、かなり前に進んだと思うのが、ちょっとここの3ページにはなかったんですけども。今は匿名加工データじゃなくて、仮名加工データなんですね。これが何かというと個人情報なんです。けれども、キー情報を持っていなくて仮のキー情報になっています。これを他と突合することによって個人を特定できるんですが、この突合しなければ個人の特特定はできない、というデータの塊ですね。名前とか個人を特定できる情報の中身はありますんで、それは加工しましょうと。この状態が仮名加工データなんですね、これが非常に使い勝手が良くて、最終的には、そのキー情報とキー情報を、何か

こう変換テーブルとかで戻すということもこの仮名加工データとOKなんです。匿名加工データはずっと戻してはいけなかったんです。あと本人特定もしてはいけなかったんですけども、仮名加工データはできるんですね。

これで何ができるかというと、例えばある程度統計データの的にこの仮名加工データをもって傾向分析ですね、例えば高齢で介護サービスをあまり受けてないんだけども所得が結構ある方、こういう方々というのは普通こういう傾向があるみたい、そういったことが、データ分析でわかったときに、その方にアンケート取ってみようというような、民間だとマーケティングという言葉に置き換えてもいいんですけども、ある特定の属性の方にマーケティング取ってみようという、こういったことが公共の分野でも可能になるのが仮名加工データなんですね。

ですので、今までの使えないもの、できないもので頑張るよりも今回新しくなった仮名加工データの方にちょっと踏み込んでやっていくべきだと思っています。実はここはすごい難しい分野で、かなり専門的なIT関係の弁護士の方がいろいろ情報公開してくれて、私どもも総務省の実証の時はIT系の弁護士さんと一緒にやったんですけども、やっぱそういった専門的な方、中には総務省のアドバイザーになっている弁護士さんもいらっしゃいますんで、積極的に活用して、ぜひ攻めのデータ分析、データ活用の方に今回のこの法整備のもと進めていくのがいいのかなと思います。

○大森委員長 はい。どうぞ。

○事務局 仮名加工データ、これからよく調べたいと思うんですが、ちょっと1点だけ確認させてください。

例えば仮名加工データだということがわかっているとします、するとそれは仮名なんだから加工している部分は1ヶ所だっただけわかっていますよね。それで先ほどの話で、身長と生年月日と女性だということがわかったら、それは個人情報だというふうにおっしゃっていたかと思うんですけども、そうすると仮名加工データも個人情報じゃないのかというふうに思えるんですが、その点、いかがでしょうか。

○川崎委員 仮名加工データの使い方というと3パターンありまして、個人情報じゃない仮名加工データとして使うパターン、個人情報である仮名加工データとして使うパターン、三つ目は加工もしない個人情報。という3つの使い方があって、その個人情報だけれども仮名加工データとして使うパターンが今回新たに提起をされております。

ちょっと深く入っていきますとデータの利用についてはかなり幅が広がっていくと

思いますね。項目を組み合わせることによって個人データにはなる、でも、住所氏名だとか、こういったものの抽象化を図りながら仮名加工データを作っていくという、ちょっとハイブリット的なことになりますけども、そういった使い方が今後、事例は増えてくると思います。

実は私どもも、令和元年度に総務省さんと AI ビッグデータ分析やったときに、ここがネックになって結局できなかったんですけども、その時にさっきの 2000 個問題を提起したある関係者の方にレクチャーを受けに行ったんですね。その時に、仮名加工データになれば今の問題はクリアされるんで、そこが次の法改正で整備されますって話は聞いていたんですね。そのまま今回出てきましたので、やっぱり我々民間企業がこういうデータ分析やりたいよ、といったものができるようになる方の整備だというふうに捉えていますんで、先ほどご質問あったものについても整理しながら進めることができるかと思っています。

○大森委員長 はい。いかがでしょうか。

○宮下委員 具体的に個人データでない仮名加工情報というのがわからないんですけども、要は仮名なんでしょうけども、何か暗号化をするということなんですか。具体的に何がどんな形なのか想像がつかないんですけども。

○川崎委員 例えば行政の持っている所得情報と住基情報を組み合わせてデータ化したとして、そのままですと当然個人データになりますけども、匿名加工データにするときは本人と特定されないような加工をしますんで、かなり荒くなってしまいます。住所とかも、かなり大きい範囲になります。こういった大きい括りの加工をしていくのが匿名加工データです。それが仮名加工データですと、例えば住民記録と所得データがセットになりますといったときに、まずキーになるコードはやっぱり残っているんですけども、このキーになるコードというものを他のコードに変えてしまいます。このコードというのは住民記録の方では誰ってわかりますんで他の事を書いてキー情報を加工します。で、住所とか、氏名とかを、どの程度加工するか程度の問題はありますけども、本人と特定できないレベルで加工するという、こういった加工をやります。

それで出来上がったデータでいろいろ分析して、分析した結果、その結果を本人に何かアナウンスしたいということは匿名加工データでは絶対できなかったんですね。分析したものについて、例えば、どこどこにお住まいの所得階層がこのぐらいの方にちょっとアンケートをとってみたいとなったときに、この母集団の仮名コードありますけども、

あれを他と照合して、個人にもう1回戻して、アンケートを取るというこういったマーケティング活動みたいな、こういったことが仮名加工データだとできるんですね。

民間ですと多分こういったマーケティングって何かしらやっていると思うんですけどもこれに近いことができますんで、使い方によっては行政ではEBPMの部分で、こういった弱者についてこういうことをやっていきたいんだ、ちょっと意見聞いてみよう、なんていうことが可能になっていきます。

○齋藤委員 このシステムのテクニカルなところはもう十分研究しながら進めてもらえないと思いますし、最大限カバーできるように法の目的とその使用目的、当然そこが第一義に考えなければいけないことだろうと思います。

個人情報本当にひところの前までは全く想定外でしたけれども、今の世の中、そういうことを前提とした社会になっているわけですから、それで市としてどういうふうに取り組むかというのはまさに先ほど丸田委員もおっしゃいましたけど、きちっとそのやり方を公開しながら、それを認識してもらいながら何か不備があれば常にバージョンアップしていくと必要だろうと思います。

漏洩を防止するシステムだとかにきちっと取り組むのはある意味当たり前の話なので、それを委ねるとしても、最終的に個人が特定できないようにデータ化されるわけでしょうから、そういうことをきちっとお伝えしてもらおうということが信頼ということに繋がるんだろうと思います。

○大森委員長 上越市のこの個人情報保護と匿名加工情報に関しては、多分、私の知る限りでは個人情報の定義が国と上越市は一緒だけでも、運用が若干ちょっと上越市の方が厳しい。多分厳しいと言う部分が具体的にどれにあたるかはわかりませんが、一般的に上越市の場合は、業務に対して使う情報、収集していい情報は審議会で審議される、という今までの流れがあります。さらに目的外利用する場合もそこで全部審議をしてやっています。審議会自身は市民の代表の方々、有識者で構成されて、そこで個人情報が間違いなく、むやみやたらに使われないとか、必要最小限度の利用となっているということですとずっと審議してきたと思うんですが、多分今度は匿名加工情報も含めてその仕組み自身も変更せざるをえないところが出て来るのか、やっぱり上越市はその枠組みを維持していくのかというところは重要だと思うんですね。

単にどういうふうに使っています、という広報だけではなくて今までの上越市はそういう審議会があって市も勝手に使うことができない、収集できない状況で運用している

状態なので、そこの扱いはちょっと考えないといけないかなという認識はしています。

○事務局 ありがとうございます。技術的な整備をする、漏れないように管理するというところと、それを制度的にどういうふうな裏付けを作るのか、どういう運用するのか、ということが混在していて、全体が保護一辺倒から流通、連携の方に動く中で多分、我々も今まで、私ぐらいの年齢だと保護一辺倒の世代であったので発想の転換もしていけないといけないというふうに思っていて、多分そのことは大森委員長も感じてるところだと思っております。そんな中で、まさにそういう仮名加工情報の話もありましたけど、多分今まではそういう発想もほとんどない中で来ていたので、これを機に我々はシステム面の議論を今回しているところですけども、個人情報保護の観点でも、両輪となって、制度設計も進めていかないといけないというのを今回新たに感じましたので、今日ご示唆いただいたところをまた個人情報保護の部局とも共有しながら検討を進めて参りたいと思っております。

○大森委員長 ちょっと1点確認ですけど、先ほどの個人情報に限らず情報の活用を積極的にやっていくという部分はよろしいですかね。皆さん一致しているところだと考えていいですか。はい。どうぞ。

○齋藤委員 我々の委員会の立場としては、やっぱりデータ化ということ踏まえたりであるとか、新たな地域の競争であるとかですね、そういった概念の中で検討をしているのではないかなと思っておりますので、できるだけそこは利用できるようなスタンスを我々は、少なくとも私は、そういう立場でおります。

世の中いろんな立場でいろんな解があるわけですから、当然整合性を、最終的に市のいろんな計画の中で、整合性をとられるわけでしょうから。そういった中で決定されていくのかなと理解はします。

私はあくまでデータをできるだけ利用できるようなことが地域にとって非常に望ましいな、というように考えておりますので、そのように進んでいただければ私としては非常にいいのではないかなと思っております。

○大森委員長 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。はいどうぞ。

○川崎委員 二つの案件のうち最初の方の案件、標準システムの基幹系と個人情報の関係の話だったと思います。

ここは国の標準システムになっても特に扱って変わらないと思うんですけども、ただ恐らく先ほど話ありましたように、システムは一新されていくと思います。

おそらくまずシステムが変わっていくという観点で色々と整備されていると思うんですけども、必ず横串を刺して、個人情報取り扱いが大丈夫かという、この横串でこ全てを刺していくというのをやっていかないと、非常にこの5年間、大きく変わっていくところだと思いますので、一つコメントさせていただきます。

あとその中でもちょっとやっぱ懸念なのかなと思うのが、オンライン申請ですね、行政手続きのオンライン化というところで、今までLGWANにしか入ってこなかったものが基幹系にも今度入ってくるようになってくるといったところで、添付ファイルとかですね、多分いろんなものが入ってくる可能性があるんですね。ここはちょっと今までと変わってくるようになりますので、そこを注意点としてあげさせていただきたいと思います。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。では、ちょっと先に進んでよろしいですか。続いて、11番ですかね。説明の方をお願いします。

○事務局 そうしましたら、3ページでございます。この3ページのNo.11でございますが、こちらについては第3回の時に包括的にウィズコロナ、アフターコロナというキーワードをお出しして、そのあとのデジタル利活用についてということで、お聞きしましたがもう少し具体的に絞ってというふうなところです。

書かせていただいている通り、今般、私どもではニューノーマル環境と仮称しておりますけれども、執務環境にとらわれない働き方への転換を目指すべく、ノートパソコンなどの道具の調達を今検討しているというところであります。また、私どもでは今、デスクトップパソコンをずっと使っているんですが、これがノートパソコンになり無線LANになれば働き方の面でペーパーレス化というのも推進できるだろうというふうな見込みでおります。

つきましては以下の点①②③について皆様のご意見を伺いたいと思っております。主に事例であったりとか、或いは取り組みを進めていく上で、具体的にお話いただける範囲で結構なんですけれども、こういうところには気をつけたほうがよい、という事例をお示しいただきたいという思いでございます。

○大森委員長 はい。それではどなたか事例ありますでしょうか。

○宮下委員 この度テレワークを導入しまして、その前からですね、遠隔で業者から何か専門のアプリケーションとか使っている関係もあって、そういうのは市役所ももちろんあると思うんですけども、それをテレワークでやる場合は遠隔でできなくちゃいけない

ということで、それを解決しなければいけないという問題があって、システムの整備、再整備をしたところでは。

そして、一番問題なのはやはりコミュニケーションが取れなくなってくるということがありまして。そのコミュニケーション不足の解消ということで、クラウド型の生産管理という形で、勤怠の管理から有休の管理、受注の管理からコストの管理ということを一元で管理できるように、オリジナルのシステムを作ったんです。それと給与システムを連携した形で残業管理とかはそこから引っ張るという形で作ったんですね。

それで、いざテレワークをやってみると電子認証も入れたんでペーパーレス化はかなり進みましたし、情報の共有もグループウェアで共有化は前よりは図られたということはあるんですが、どうしても効率が落ちるんですね。

多分行政でも効率は落ちるんだと思うんですね。民間の場合ですと効率が落ちると売り上げ落ちるという繋がりになるんですけども、傾向がはっきり出ていて、率とすると30から40、かなり大きいんですね、やっぱりそこまで落ちてしまうとなかなかテレワークの実行って難しいというのが現実と思います。

家庭環境もそれぞれ違いますので、その中で同じ会社で同じ実務、市役所であれば市役所の行政実務が、果たして家でできるかという問題もありまして。いろんな事情があるのであまり強く言えないというのも、実際なんですね。その辺の課題をどうやってクリアするかということかと思えます。

資料ももちろん、専門的な資料も持ち出す時に管理簿につけて出し入れしていますし、それ以外にも難しい観点がたくさんあると思うんですけども、特に行政は難しいかなというふうに思います。その辺りは、どんなふうにお考えですか。イメージでいいんですけども。

○事務局 まさに公文書の管理の観点でいうと、外への持ち出しというのは極めて強い制限がかかっている状況で、従前のコロナになる前のテレワーク環境となると、環境がないという状態だったと思います。それで、実際に今年の4月、コロナ緊急事態宣言が発せられるにあたって、市においてもテレワークを実践したんですけども、やっぱり情報を持ち出すということに決定的な弱点というか、課題があって、ほとんど研修レベル、研修とか自己研鑽とか或いは公表されている資料を用いて作業するというのはできるんですけど、やっぱりここと同じ環境かという、相当落ちるのが実態でした。

それを克服するために先ほど申し上げた基幹系の個人情報扱うネットワーク以外

のネットワークに関してはリモートでアクセスできる環境を整備したので、個人情報を使わない、市民課とか福祉課といった部署以外については、かなり近い環境が一応、パソコン上は確保できているんですけども、ただそれができたとしても例えば指示であったりコミュニケーションをどうするか、というところがあってなかなか有効活用できていないというところが実態であります。

ですので、コロナ前から比べればパソコン上の環境は近づいたけれども、それをやっぱり運用としてやっていくときに、円滑さというか、コミュニケーションというあたり、そこが困難な状況があって制度的な広がりというのはちょっと不十分な状態だということでもあります。

○**事務局** 先ほど宮下委員の方からお話いただいた中で、どうしても効率が落ちるというふうなことでございましたが、これは具体的に、なぜ効率が落ちるのか、という要因はあるもののでしょうか。環境、場所の問題であったり、ペーパーレスや情報連携は進んでいるんだけど、やっぱり効率が落ちるということだったので、その辺どのように分析なさっているのかというところを教えていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○**宮下委員** 現状ではまだ分析できていません。頭を悩ましてる最中で、どうすればいいのかなという、特別の環境を作るための、何かこう支援ができればいいんだけど、お金がかかることなんで、なかなかできないんですよ。何か市販でね、テレワークボックスみたいなものでもあれば、それを買ってもいいかもしれないんですけども、具体的にまだできていません。

○**丸田委員** 弊社でもテレワークをやったりしているんですけど、あんまり落ちているという感じはそんなにないのかなと思ってまして。これ、雑誌とかでも書かれていることなんですけど、結局、会社だと隣にいる人と少し雑談も含めてやっているんだけど、家に行くともう1人しかいないので、逆に進まない。そんな話がある中でやはりウェブ会議が常時できるような環境とか、チャットとか、そういうのも活用しながら会社と同じような雰囲気の中でやっているんじゃないかなと思っているところです。

ペーパーレスについてやっぱり会議とかも全部ウェブ会議でやることにしましたんでかなり紙の方は削減されたかなというふうに思います。あと行政に求める庁舎外での取り組みということで、やっぱり東京とかだと喫茶店でテレワークをやっている人がいますが、行政の人が隣にいたらびっくりするかなということは感じます。それがこれ

の答えなのかどうかはわかりませんが、そんなふうに思っております。

○川崎委員 やっぱりコロナ禍という状態でありましたので、即時性の高いテレワークとかですね、そういったものについては進めておりました、効率というよりもどちらかという、こういう状況下でも仕事を止めないとか、事業継続とかそういった意味でやっています。

ただ、今もそうなんですけども、やっぱりペーパーレスとか、こういったものも効果を見ていきますと、プロセスが多分変わると思うんですね、紙でやっている時とは。プロセスが変わった時に、そのパートパートで多分ここは職場でなくても家でもできるよね、といった整備がこれから入るといふふうに思っていて、我々の社内だと第二次DX計画と呼んでいまして、とりあえず当面求められているものが第一次DX計画。けれども、本当の根幹の見直しから入っていくものについてはこの次のステップで、という長いビジョンで考えております。

今のBPMという部分、プロセスの見直しという部分ですね、これはちょっとトレンドになりつつありますね。やはり早いところはペーパーレス化と絡めてやっておりますので、よく言われるワークフローとも同意語になりますけども、BPMという考えで業務の見直しと絡めてやっていく傾向が出ております。

○齋藤委員 ちょっと社内のお話を披露すると、うちはまだまだそういった水準に至ってなくて、コロナ対応というそういった作業は行いましたけど、日常の業務をどうするかというところは、まだまだですね。

何回か前の委員会でも申し上げた通り、リモートで入る権限を持っている人間はもちろん、どこでも、今ここで会社にアクセスできるというのは、私はもちろんできるようになっていますけど、権限の有無で整理しているということと、当然使用する場、やはり本人がきちっとそういう認識ができる者に権限を付与するということになっていますので、やたらめったらなところで開くということはほとんどないというふうに私は認識しますがね。そういった基準は当然ながら、必要だろうと思います。

あと特に、行政の場合はなかなかもちろん民間がゆるいとかそういう意味ではないんですけど、より公共性が高いという観点からすると、さらにハードルが上がって、我々も拠点が分かれていくという、遠隔リモートみたいな、試行的な部分も入ってやっているんですけども、その庁舎とか物理的な部分も分けながらやるということは、それを介在することによってリモートとペーパーレス化というのはさらに進むと、私はそう

という意味で考えているので、あえて強制的に分散させるというのは、ひとつその取り組みの工程としてはあるのかなと考えています。

○大森委員長 はい。ちょっといろいろご意見いただきました。事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。テレワークを考えるときに、やっぱりBCPの観点での業務継続の観点と平時における働き方改革に近い観点での検討と、二面があるのかなというふうに思っていて、我々は今、正直なところで言うとBCPの観点で、今までもゼロとか出勤できなくなる、或いは出勤を制限しないといけなくなったときに、ほぼゼロに生産性が落ちるところを、どこまで維持できるか、それが半分かもしれないけれども、この検討が緒に就いたというところで、もう少し平時のところは、制度面も含めて、あと情報管理のところも含めて先の長い議論になるのかなという感じたところです。

プロセスも変わるという話もありましたけど、まさにそうだと思っていて、行政は文書主義というのが仕事の基礎になっているんですけど、それが電子決裁とかですね、オンライン上の手続きになってくると、文章が渡り歩く中で政策が決まっていく、という形ではない業務プロセスになってくると思うので、そこに手を入れないとなかなか浸透していかないんだろうなというところで、そこはまさに業務継続のさらに次のことなんだろうと思って聞いたところで、参考にしたいと思います。

○大森委員長 はい。皆さん、よろしいですか。どうぞ。

○宮下委員 私どもは業種柄、紙のデータ資料で発注者側の方が提供されるものが結構多いんですね。ですので、ペーパーレス化を進めるにはその紙をどうするかという話になるんですけども。だから多分行政の側のペーパーレス化が進んでくると自然と進んでいくのかな、というふうに思っております。それが進まないとなかなか具体的な抜本策って見つからないような気がしますね。

○事務局 デジタル化が遅れているというのが、コロナ禍において行政がすごい遅れてるというのがわかり、まさにそれを受けてデジタル庁であったり、行政のデジタル化というのは今まさにここ1年、非常にスピード感を持ってやっているところで、ご意見賜りました。ありがとうございます。

○大森委員長 はい。よろしいですかね。では、最後12番についてお願いします。

○事務局 はい。そうしましたら、最後の議題になりまして、ICTリテラシーの向上について、と銘打ってございます。

私どもで今後、ICTによる情報化というものを進めていくにあたりまして、やはり

職員の育成という観点にも踏み込んでやっていかねばならないだろう、というふうな思いでございます。その中で、今までセキュリティの関係の研修なんかで職員の育成というのを主眼に行っていたところでありましたが、今後は情報化企画といったところについても進んでいかねばならん、という思いでございます。

つきましてはここについても事例といたしまして、皆様の方で取り組みを進められているようなこと、ご経験されたことありましたら、お示しいただける範囲で結構ですのでご意見を伺いたいと思っております。事務局から以上です。

○大森委員長 はい。皆さんいかがでしょうか。

○齋藤委員 そんなに大それた話ではないんですけど、こういうふうにICTリテラシーという言葉を使っていくと、何かハードルが高いような印象を持つ場合もあるかなというふうに思います。これも管理者というか指導者というか、そういった方々がずっとハードルを下げてですね、できるものを、出てきた案を全部やっていくんだというスタンスと、できた事例についてはもうどんどん共有して行って、そこからステップアップできるように、ということを繰り返していくしかないのではないかなと思っています。社内においてもできることがあれば、もうどんな小さなことでもいいので、どんどんやってもらおうということかなと思います。

そういう中で水準も、もちろん水準が高い企業さんはもうそういうことは通り越しているんだろうと思います。まず何からというより、事象があれば積み重ねていくことが大事かなと思います。

○大森委員長 はい。ではどうぞ。

○宮下委員 今、齋藤社長が言われた通り、我々もやはりどんどん入れていく。それは会社側として、そういう環境を作っていくって、それを使わないと業務に支障が出てくるというふうに、環境をどんどん作っていく、ということやると必然にリテラシーも上がってくるということに繋がっていると思います。

開発した場合、それが数字に必ず出てくるんですね、やはり。効率が上がってくる関係で生産性が上がってきますんで、それがいわゆる労働分配率とか1人当たりの売上額だとかというところに必ず出てくるんで、評価ができるんですね。間違いなく数字が現れてきますので、その辺を行政としてはICT化を進める中で、どう評価していくということもあるのではないかなと思いますね。

私としては、計画って立てますよね、会社では。その推進会議なんかも持っている

んですけども、その月1回の中で会社の社員の代表五、六人いるんですけども、その中で、いろんなその環境の整備とかいわゆる情報の使い方ですかね、そういうところを検討しながら進めていく、という感じですかね。

○大森委員長 はい。他にございますか。どうぞ。

○川崎委員 事例二つになりますけども。民間企業の方の取り組みとしまして、年度当初に社員に一人一人に事業計画なりそういったものを説明した中でスキルマップを作りまして、このスキルを5段階のうち今2だけども4まで上げようとか、こういった細かい設定を行い、査定のタイミング、賞与とか、そのタイミングでもう1回ヒアリングして、どのぐらいスキルアップを図ったかというものを人事考課の一つにしておりますので、強制的にスキルアップを図るような仕組みはっております。他の会社さんでもいろんなやり方があると思うんですけども当社はそういうやり方でっております。

あと、私が他の団体でDXの推進のお手伝いさせていただいて、ICTリテラシーをどうしようというお話する中でやっている取り組みというのが、職員様向けの説明会という格好で、先進的な団体さんではこういう事例がありますと、わかりやすい事例ですね、そういったことを広く百何十名の方にご説明して、その後で課毎のヒアリング、これを今予定してまして、事例をお伝えした中でそれを踏まえて、課ではどういったことを取り組みたいんだということにヒアリングしながら落とし込んでいくという。こういったやり方やる予定なんです。

やっぱりどこの団体でも同じ課題を抱えておりまして、現場の課の課題解決をしないといけないんだけど、その課がリテラシーがちょっと低い、じゃあどうしようというところを、そういう工夫して今、やっているところでございます。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。いかがでしょう。事務局いかがですか。

○事務局 はい。ありがとうございます。我々の問題意識としてはこのDXですとか、先ほどの個人情報情報の流通、利活用みたいなところだと、今まではいかに守っていくか、適正なルールをいかに遵守していくかという方向性での職員教育であるとか、研修というのがメインだったんですけども、今度はこのデータがあればどういう新たな利活用ができるかとか、或いは連携ができるかという今までのデータの使い方に捕らわれない新たな発想に、まさに180度転換していかないといけない事態になっているんだろうと思っております。

それがもう行政の手続きとしても、今までのアナログベースのものではない、デジタ

ル時代にふさわしい行政手続きに、手続き自体も変えないといけないというふうな発想で、発想を根こそぎ変えるというか、そうした時に、そういう発想の転換の訓練と言いましょうか、経験というんでしょうか、そういったものをどういうふうな機会で見られるものなのか、というところに関心があって今回提案させていただいたんですが、皆様方のご意見をいただいて、我々の取り組みの参考にさせていただきたいというふうに思っています。

○大森委員長 はい。今、話を聞いていて、ちょっと思ったのが、私、大学では経営工学科だったんですけど、そこで品質管理なんかで昔よくやっていたサークル活動みたいな話なのかなと、そのIT版なのかなというな、そのような感覚は受けました。これはアドバイス云々ではなくて、感想程度の話ですけども、小規模で実際業務に当たっている人たちがいろいろ考える機会、これが多分重要な部分なのではないかと。はい。いかがでしょうか。はいどうぞ。

○齋藤委員 1点だけ。企業とか団体も、なにかこの平等感というところが、ある意味優先されることが多いかと思えますけれども、私はこの分野って、とんがった人が居てもいいんじゃないかなと思っています。

スマホの操作を見ても、ものすごく長けている人って居ますよね。そういった人が直接指導できるとか、お話を解説してもらえればそれに越したことはないですけど、こういった分野においては、見様見まねで皆さん、大体若い人って1人がやるとバーッとこう広がって、ある意味自然とできるようになっているという実態がありますんでね。

私はこの分野はやっぱり、とんがった人がいていいんじゃないかなと。その辺がこの行政という話の中では、その組織運営であるとか人事とかの中で相容れない部分がもしかしたら出るのかもしれませんが、我々は、会社としては、とんがった人が居ていいと思っていて、そういう分野としてやりやすいかなと思えますが、行政もできるだけちょっとそういったような新しい評価みたいなものがあったらいい分野ではないかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。まさに職員管理上の観点でも平等であるとか、聞く機会を同じく与えるとかという観点が強いところでもありますけれども、まさしく業務が特異、或いはすごく特殊で、これに適しているようなところもあるので、全部一緒に第一歩を踏み出すということではなく、実験的にスモールスタートをして、ある程度投入してみると。それでブラッシュアップしたものを横展開していくというか、踏み出しやす

いところですね、2、3歩踏み出して、そのいいところを共有してくみたいな形がこういうものはいんじゃないかなと思っております。ある程度投入しないと多分効果も出てこないとも思うので、プロセスも含めてですね、デジタル化していかないといけないと思いますので、そういうふうな発想を、おぼろげに思っていたんですけども、今ご意見をいただいて、少し補強いただきましたので、ぜひ検討を進めていきたいというふうに思います。

○大森委員長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。事務局からの議題2について、よろしいでしょうか。では、議題2については以上とさせていただきます。

(2)ー3 委員発議事項

(発議なし)

(3) 閉会

10 問合せ先

総務管理部総務管理課情報政策室

TEL : 025-526-5111 (内線 1611)

E-mail : joho@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。